こども家庭センターの設置について

1 設置根拠及び必要性

令和4年6月15日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和6年4月施行)」において、市区町村は、子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることとされている。

現在、当市においては、母子保健と児童福祉の執務場所が、本庁、ヒロロスクエア、保健センターの3ヶ所に配置されており、会議の開催や電話等の連絡により、情報共有はしっかり図っているものの、市民の利便性の向上や両部門のより一層の連携体制の強化を図るためには、執務場所を集約し、一体的な相談支援体制を構築する必要がある。

2 設置予定日

令和6年4月1日

3 設置場所

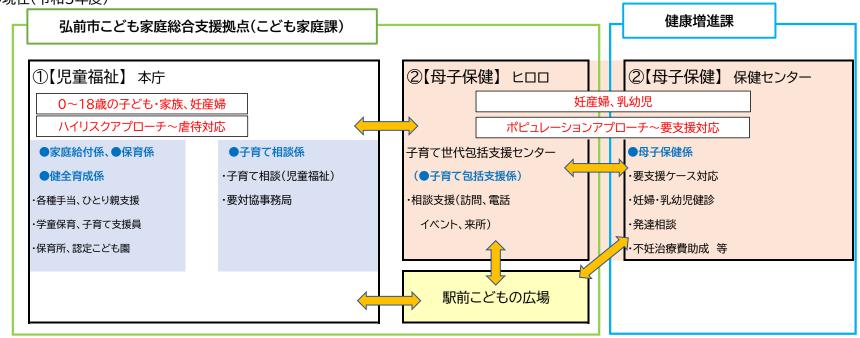
弘前市大字駅前町9-20 ヒロロ3階 ヒロロスクエア (子育てエリア内)

4 事業内容

- ・児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- ・家庭の状況等の把握・情報提供、必要な調査・指導等
- ・支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- ・妊産婦・乳幼児を対象とした保健指導・健康診査等
- ・関係機関等との連携
- ・地域資源との連携や開拓等

弘前市の子育て支援分野の組織ビジョン

〇現在(令和5年度)



〇来年度(令和6年度)

